

橋本市新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関への支援を目的に、ワクチン接種の体制強化等により一定回数以上の接種を行う医療機関に対し予算の範囲内で協力金を交付するものとし、その交付については、この告示の定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 協力金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、医療機関が実施する新型コロナウイルスワクチンの個別接種のうち次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) **別表**に定める事業種別(以下「対象事業種別」という。)毎に、同表に定める交付要件を満たすこと。
 - (2) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」(令和3年1月18日付け健健発 0118 第2号厚生労働省健康局健康課長通知別添。その後の改訂を含む。)を遵守して実施されていること。
 - (3) ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)の入力等により接種実績の報告が市町村に適切に行われていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、請求者(法人にあっては、その役員を含む。)が橋本市暴力団排除条例(平成23年橋本市条例第27号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのない者までの者に該当する場合は、協力金の交付の対象外とする。

(基準単価及び交付額)

第3条 協力金の基準単価及び交付額は、**別表**に定めるとおりとする。

(交付の請求)

第4条 請求者は、次の各号に掲げる書類(以下「請求書類」という。)を、市長が別に定める日までに、市長に対し提出するものとする。

- (1) 協力金の請求書及び内訳書
 - (2) その他参考となる書類
- 2 市長は、請求者から請求書類の提出を受けた場合、これを検査し、適当と認めるときは協力金を支払う。

(遵守事項)

第5条 請求者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長の求めがあるときは、診療録(予診票の写しを含む。)、勤務表、その他対象事業の適正な実施を客観的に証明できる資料を速やかに提出すること。
- (2) 対象事業に係る書類(前号に定める書類を含む。)を事業終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(協力金の返還)

第6条 市長は、請求者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した協力金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 請求者がこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 請求書類に虚偽があることが判明したとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協力金の交付等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和5年8月29日から施行し、令和5年8月15日から適用する。

別表(第2条、第3条関係)

| 事業種別 | 事業者の種別 | 交付要件(注1) | 算定期間 | 基準単価 | 交付額(注2) |
|------------------|--------|-------------------------------------|--|--------------|--|
| 接種回数 の底 上げ | 診療所 | 週100回以上の接種を右記のそれぞれの算定期間内に4週間以上行った場合 | ① 令和5年5月1日から 令和5年7月2日まで ② 令和5年7月3日から 令和5年9月3日まで ③ 令和5年9月4日から 令和5年11月5日まで ④ 令和5年11月6日から 令和5年12月31日まで | 2,000 円/回 | 週100回以上の接種をした週における接種回数に基準単価を乗じて得た額(注3) |

(注1)ア. 予診のみの回数は含まない。

イ. 1週間の考え方は月曜日から日曜日までで算定する。

ウ. 1日の考え方は0時から24時までとし、仮に24時をまたいで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算する。

(注2)交付額は、各算定期間毎に算定する。

(注3)それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。ここでの、時間外、夜間、休日の定義は次のとおり。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降(医療機関の診療時間に関わらない)

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。ただし、医療機関の診療日に関わらない。)